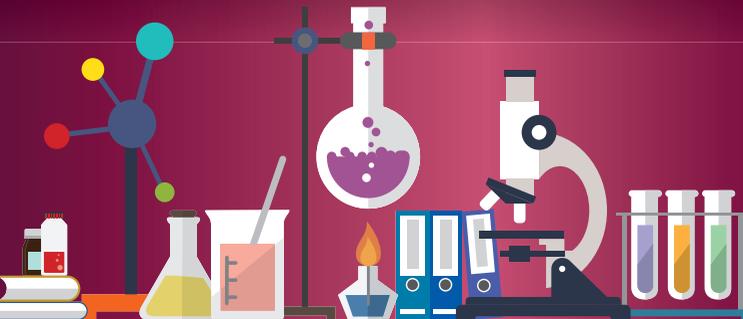




研究倫理ガイド

Guide for Research Ethics

— 研究者のための行動基準等 —



九州大学適正な研究活動推進委員会

全ての研究者の方へ



九州大学研究担当理事
福田 晋

九州大学の全ての研究者は、**適正な研究活動を推進**することが求められています。**不正行為はいかなる理由によっても正当化されない**もので、研究者生命を脅かす問題に止まらず、大学や国の信頼をも揺るがす行為となります。

このガイドは、**適正な研究活動を推進するために必要となる行動基準等を記載した**ものです。不十分な理解から不正行為が生じることがないように熟読し、**適正な研究活動を行うため活用**してください。

令和5年4月

九州大学の基本理念等 — 抜粋 —

【九州大学学術憲章】

第1条(趣旨)

九州大学は、より善き知の探求と創造・展開の拠点として、**人類と社会に真に貢献し得る研究活動を促進**してゆ�ために、この学術憲章を定めることとする。

第2条(研究の使命)

- (1)九州大学は最高学府として、人類が長きにわたって遂行してきた真理探求の道とそこに結実した古典的・人間的叡知とを尊び、これを将来に伝えてゆくことを使命とする。
- (2)九州大学はまた、諸々の学問における伝統を基盤として新しい展望を開き、**世界に誇り得る先進的な知的成果を産み出してゆく**ことを使命とする。

第3条(研究の理念と倫理性)

- (1)九州大学は、伝統に学びそこに見られる知的探求を尊びつつ、現代に生きる我々に相応しい知の深化と発展とを指向する。
- (2)九州大学は、**創造的かつ独創的な学術研究を重視し、学問の自由および研究者の自律性を尊重**する。
- (3)九州大学はさらに、人間的叡知と科学的知識との調和に努めつつ、諸々の知の実践的価値を追求してゆく。
- (4)九州大学は、**科学が自然環境と人類の生存とに重大な影響を与えることをつねに顧慮し、自らの良心と良識とに従って、社会の信頼に応え得る研究活動の遂行に努める**。

九州大学研究者のための行動基準

1. 基本方針

九州大学における研究に従事する教職員、学生等、**全ての研究者**は、九州大学学術憲章に則り、より善き知の探求と創造・展開の拠点である九州大学の一員であることを自覚し、**自らの良心と良識に従って、社会の信頼と期待に応え得る研究活動の遂行に努めなければならない**。

2. 研究者の基本的責任及び姿勢

- (1)研究者としての誇りを持ち、**その使命を自覚**する。
- (2)研究者は、**捏造、改ざん、盗用等の研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を行わず、また加担及び黙認しない**。
- (3)研究者は、**研究活動の実施及び研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守**する。

3. 研究活動に関して守るべき作法等

研究者は、**健全な研究活動を保持し、適正な研究環境を形成**するため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1)本学における研究活動において生み出された成果やその根拠となる**データ等は研究者個人の私的なものではなく、公的なものである**という意識を持つとともに、その記録や保存等については、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程(平成21年度九大就規第14号)第3条第3項に基づき作成する**ガイドラインに基づき、適切な管理及び指導を徹底**すること。
- (2)**共同研究**においては、個々の研究者がそれぞれ**役割分担・責任を明確**にするとともに、研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者は、**研究内容や研究成果を適宜、適切に確認**すること。
- (3)研究成果の発表物(論文)において、**著者としての要件を満たさない者を著者とするあるいは、要件を満たす者を著者として記載しないなどの「不適切なオーサiership」**や印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の**原稿をオリジナル論文として投稿する「二重投稿」も不正行為となりうる**ことから、論文発表の際には、研究者コミュニティや学術誌等の投稿規定などに十分留意すること。
- (4)産学連携実施に伴い、**利益相反**が生ずる可能性を持つ研究を遂行するに当たっては、**研究実施主体の明確化と研究成果の管理**など適切に対応すること。
- (5)**論文の査読**において、**理不尽に厳しくしたり、意図的に遅らせたり**することがないよう、また、競争的資金の審査において、申請者との間で審査に影響を与えるような関係がある場合は**自ら辞退**するなど、**研究者倫理に基づく行動**をとること。

e-learning教育の受講(必須)

研究者等に求められる倫理規範を修得するための「**研究倫理教育**」及び研究費の使用ルールや不正対策などを理解するための「**コンプライアンス教育**」を実施しています。

研究者等は**必ず受講**することが必要です。具体的な受講対象者及び受講方法は、下記のHPをご覧ください。

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/propulsion/>

九州大学HP > 研究・産学官民連携 > 研究倫理・生命倫理 > 適正な研究活動の推進について > 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について

相談・申立等窓口

適正な研究活動の推進に関する相談窓口

事務局:研究・産学官連携推進部研究企画課 TEL.092-802-2320

E-mail kenkyurinri@jimu.kyushu-u.ac.jp

部 局:各部局事務部等

※各部局事務部等の連絡先及び適正な研究活動の推進に向けた本学の取組は下記のHPを参照してください。

[適正な研究活動の推進について]

<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/propulsion/>

研究費の使用に関する相談窓口

事務局:財務部財務企画課 TEL.092-802-2337

E-mail zassyosa@jimu.kyushu-u.ac.jp

部 局:各部局事務部等

※各部局事務部等の連絡先及び研究費の使用に関する関連情報は下記のHPを参照してください。

[研究費の使用に関する関連情報]

<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/> (学内限定)

研究活動の不正行為及び研究費の不正使用情報の通報窓口

学内通報窓口:監査・コンプライアンス室 TEL.092-802-6648

E-mail tuho@jimu.kyushu-u.ac.jp

学外通報窓口:姪浜法律事務所 TEL.092-894-1781

E-mail mei-1f@kdt.biglobe.ne.jp

利益相反に関する相談窓口

研究・産学官連携推進部産学官連携推進課
連携企画係 TEL.092-400-0538

E-mail sosrenkei@jimu.kyushu-u.ac.jp

研究者の責務

研究者は本学が定めた研究者のための**行動基準**や**関係法令等**に従い、**適正な研究活動**を行わなければなりません。

予算の管理

研究費の管理にあたって、自らに配分された予算の管理責任者(予算管理者)として、**善良な管理者の注意をもって財務及び会計に関する事務を処理する義務**があります。

物品の管理

善良な管理者の注意をもって、適正かつ効率的に使用・管理する義務があります。なお、物品の廃棄や他機関への譲渡、貸付、寄附や他機関からの受入には、部局長の承認が必要です。

データの保存・開示

研究者は研究データを**一定期間保存し、必要な場合に開示**しなければなりません。

「研究データの保存等に関するガイドライン」



保存対象となる研究データ

論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等(研究データ等)



研究データの管理者(主体)

研究データ等はそれらを生み出した研究者自身が責任を持って保存・管理(転出後等も定められた期間は同様)



保存方法

後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存(作成者、作成日時及び属性等を整備し検索等が可能となるよう留意)

保存期間

実験ノート、数値データ、画像等、**「資料」の保存期間**

原則として、当該論文等の発表後

10年間

試料(実験試料、標本)や装置等、**「もの」の保存期間**

原則として、当該論文等の発表後

5年間

部局等における研究データの保存・管理

部局等のルールに従い保存・管理することとなります。

研究論文の投稿にあたって

近年、学術誌としての査読・品質管理を適正に実施せず、オープンアクセスの投稿料収入を目当てとする悪質なジャーナルの存在が問題となつています。

論文の公開方法は、各研究者が自らの責任において判断すべきものですが、安易な論文投稿先ジャーナルの選択は、各研究者の研究成果に疑念を生じさせる恐れがあるため、論文データベース(Scopus等)への登録の有無を参考に判断するなど研究成果の公開方法については慎重に検討する必要があります。

研究活動における不正行為とは

次に掲げる研究活動上の行為(故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。)をいいます。



存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

例

科研費を使用して発表した論文に、存在しない実験データを作りあげ、使用した。



研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

例

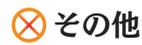
実験で得られたデータを、都合よいデータに加工し使用した。



他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。

例

他者の論文の画像を、適切な表示をせず、無断で自分の論文の実験データとして使用した。



虚偽の記述等又は「捏造」「改ざん」若しくは「盗用」に準ずる行為。



上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

その他の例として、次のような不適切なオーサーシップや二重投稿等が不正行為になりうる場合があります。

不適切なオーサーシップ

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外すること。

※科研費などの外部資金の成果報告においては、研究遂行において本質的な貢献のあった学生や研究者の氏名を研究分担者、研究協力者等として記載してください。

二重投稿

すでに発表された、ないしは他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

※博士論文、修士論文など、学生執筆する論文の作成段階において、教員が指導し深く関与した場合であっても、その内容を引用する場合は、著者である学生の了解を得る(又は適切な表示を行う)ことが必要です。(引用先が論文が否かを問いません。)

研究費の不正使用とは



カラ謝金(賃金・給与)

実際には作業が行われていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出勤簿等)を提出し、**実態を伴わない謝金(賃金・給与)を支払わせる不正行為**のこと。また、実態に基づき、適正に支給されたものであっても、その全部又は一部を研究室等が回収する還流行為は、不適切な行為となります。

例

研究者自らが行ったデータベース入力作業を、指導している学生がアルバイトとして行ったことにして、実態を伴わない賃金を支給させた。



カラ出張及び出張費用の水増し請求

実際には出張を行っていないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(出張報告書等)を提出し、**実態を伴わない旅費を請求する不正行為**のこと。また、実際には不要な旅費を請求すること(水増し請求)も不正行為となります。

例

出張を取り止めたにもかかわらず、虚偽の出張報告書を提出して不正に旅費を請求した。



カラ発注、書類の書き換え及び預け金

実際には納品がないにもかかわらず、大学に虚偽の書類(請求書等)を提出し、**実態を伴わない請求代金を支払わせる不正行為**のこと。また、カラ発注でなくとも請求書等の品目等を書き換えることや、カラ発注で捻出した資金を業者に管理させることも不正行為となります。

例

取引業者と共謀して、納品の実態がないにもかかわらず、大学に請求代金を支払わせた。

※上記のほか、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用も不正使用となります。

研究費を正しく使用するために

会計手続きの不十分な理解から生じる研究費の不正使用を防止する観点から、**研究費の使用ルール等をできるだけ分かりやすく示した「研究費使用ハンドブック」を作成・配布**しています。

(電子版については、下記に掲載)

ハンドブックの活用により基本的なルールを正しく理解して、研究費を適正に使用してください。

<http://kenkyuhi-in.jimu.kyushu-u.ac.jp/handbook/handbook.pdf> (学内限定)



罰則等

不正行為、不正使用を行った場合は、**重い処分**を受けることとなります。

個人に対する処分



文科省等の資金配分機関より、**競争的資金の交付対象から一定の期間除外される処分(応募制限措置)**を受けます。

研究活動における不正行為

研究当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者

10年

不正行為があった研究に係る論文等の著者

2~7年

不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者

1~3年

研究費の不正使用

不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(個人の利益を得るための私的流用)

10年

不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(私的流用以外の不正使用)

1~5年

偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者

5年

不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者

最大2年



懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止など、学内規則に基づく**懲戒処分**を受けることがあります。



刑事告発又は民事訴訟など、行為の悪質性が高い場合は、**法的措置**を講じられることがあります。



故意又は重大な過失により本学に損害を与えたときは、その損害を**弁償する責任**を負います。(弁償責任)

※不正行為が行われたと認定した場合は、不正行為を行った研究者の氏名、不正行為の内容等を**公表**する場合があります。

大学に対する処分・影響



体制整備に不備がある場合、**大学全体に対する間接経費の措置額の削減、競争的資金の配分停止**が行われます。



調査等に係る膨大な時間とコストが発生します。



大学の**社会的な信用が失墜**します。